



# 全国センター通信

毎月 1 日発行  
 年額 1,500 円 (送料込、会員は会費を含む)  
 〒 113-0034  
 東京都文京区湯島 2 - 4 - 4  
 平和と労働センター・全労連会館6階  
 発行責任者：岩永千秋  
 Tel (03) 5842 - 5601  
 Fax (03) 5842 - 5602  
<http://www.inoken.gr.jp>  
 e-mail: info@inoken.gr.jp

## 仲間から「職場に労働組合があってよかった」の声

### 吹田市清掃職員の作業中の腰痛が公務災害と認定

吹田市はニュータウン地域のごみ収集を直営で実施。収集作業は、市民の要望に応え、できるだけ手早く収集することが求められています。

こうしたもとで、副指導員である橋本好裕さんが収集作業中に腰痛を発症しました。通常は配車や巡回業務に従事しているのですが、その日は休暇取得者が多かったために応援として収集作業に従事したところ、足下のブロック越しに、膝を伸ばしたまま前屈みになって、空き瓶の入ったコンテナを持ち上げた際に発症したのです。

ところが、地方公務員災害補償基金大阪府支部は不当にも「公務外」と認定。その理由は、①災害発生場所は特に滑りやすいなどの事実は認められない、②コンテナの重さは約7kgであり、予想以上の重みがあったとしても、この程度の重量物は著しく重いとは認められない、③不意に不自然な姿勢をとったわけではなく、滑って転倒するなどの特段のアクシデントもなかった、などというものでした。

橋本さんからの相談をうけて、市職労は、誰にでも起こることであり、これが公務災害として認められないなら安心して働けないと、認定闘争に取り組みむことに。

口頭意見陳述にあたっては、職場組合員の協力をえて事故当日の再現DVDを作成し上映しました。

ところが、支部審査会も、基金支部の主張を全面的に採用し、請求を棄却するという不当裁決。そこで、基金本部審査会に再審査請求を行いました。

#### 口頭意見陳述で実演を交えて実証

本部審査会での口頭意見陳述にあたっては、「何をしたら認められるだろうか」と議論し、DVD上映では「事故当時の状況を十分に再現しきれなかったのではないかと反省して、実演を行うことに。また、中央労働災害防止協会が発表した「腰痛の予防対策に関する調査研究委員会報告書」などの資料を添えて「単に重量や滑りやすさだけで判断するのではなく、自らの熟練度が低下していることを認識



吹田市のごみ収集車

しないまま、連続して軽重不同のコンテナをデリック姿勢で持ち上げた中で、腰痛を発症したものである」と追加主張しました。

口頭意見陳述当日は、コンテナや空きビン、ブロックを持ち込んで、その場にゴミステーションを再現し、実演を交えて、収集時の不自然な姿勢などを明らかにしました。これに対して、本部審査会の各委員からは「なぜブロック越しに持ち上げようとしたのか」など質問が相次ぎ、厳しさも痛感。そこで、十分に答えられなかった点について、提出期限の2週間ギリギリに「口頭意見陳述の補足」を提出。

今年8月になって、裁決書が届きました。その内容は、私たちの主張を全面的に認め、支部審査会の裁決を取り消すというものでした。

「職場に労働組合があってよかった」…今年の市職労定期大会で清掃職場の仲間が発言しました。逆転勝利に確信をもち、今後のたたかいに生かしていく決意です。

(吹田市職員労働組合労災職業病健康対策委員会)

〈今月号の記事〉	
上段過労自殺事件が確定	2 面
シリーズ 安全衛生活動の交流 (第7回)	3 面
各地・各団体 大阪/広島/東京社医研/宮城	
じん肺キャラバン/建交労/北九州/京都/新聞労連	4 面～6 面
東日本大震災現地レポート 全労働省労働組合	7 面
全商連 2010年度集団健康診断のまとめ	8 面

# 12年の歳月を経て完全勝利

## 上段過労自殺事件が確定

9月30日、最高裁第二小法廷は、上段勇士（うえんだん・ゆうじ）過労自殺事件につき、ニコン（就労先）とアテスト（派遣元）の上告及び上告受理申し立てについていずれも不受理の決定を行いました。ここに2005年3月の東京地裁勝利判決に続く2007年7月の東京高裁勝利判決が確定したことになります。東京高裁は両社の安全配慮義務違反を断罪し、両社に計7050万円の損害賠償を命じた判決内容です。

上段勇士さんが23歳の若さで1999年3月に自らの生命を絶ってから、実に12年半の歳月がかかったのです。母親である原告の上段のり子さんは、岩手県の一関市で高齢のご両親の介護の日々を送っており、最高裁の決定が下りることを一日千秋の思いで待ち続けていました。被告企業が最高裁に上告してから2年間の歳月が経過しました。この間、東京センターは「上段裁判を勝たせる会」と共に、最高裁に係属している他の過労死・過労自殺事件と連携して最高裁前での宣伝、そして最高裁への要請行動を毎月、計20回以上行い、また多くの方々から「上申書」を書いてもらい最高裁に届けてきました。こうした粘り強い取り組みも今回の勝利確定に幾ばくかは貢献したものと考えています。

原告の上段のり子さんは「悲しいつらい最期だったけれど、大きな足跡を残したことを伝え、もう成仏しているのだよと伝えました」と故勇士さんに語りかけたとのことです。（10月3日付・しんぶん赤旗）

本件の判決の意義については、弁護団の「声明」、原

告上段のり子さんの談話、支援する会の「声明」などに盛り込まれています。これらを踏まえて次のことが成果として確認できると思います。

一つ目は、実質的派遣労働者であった勇士さんの過酷な深夜2交代制勤務や12日間連続勤務などの過重負荷労働を認定したことです。

二つ目は、過重労働により心身が疲弊し、うつ病の発症そして自殺に至る経過について、ニコン及びアテスト両社の安全配慮義務違反の責任を断罪したことです。

三つ目は、当時は製造業の派遣労働は禁止されていました。勇士さんの労働は派遣労働そのものであり、したがってその雇用は「偽装請負」の法違反と判断しました。

四つ目は、三つ目との関係で「派遣社員」の過労自殺の損害賠償請求裁判では初めての勝利判決ということでした。

今日、派遣労働やパート労働など不安定雇用が拡大しているときに、こうした雇用関係の下で、はたして働く人たちの命と健康を守ることができるのか、ひいては人間の尊厳を冒すものになっていないか、そのことを広く社会的に問う判決と言えます。働くもののいのちと健康を守る全国センターの専従であった時から本件に関わってきたものとして、今回の勝利確定は感慨ひとしおであると同時に、不安定雇用労働者、非正規労働者の命と健康を守る取り組みに奮闘する決意を固めています。

（東京センター 色部祐）

### 季刊 働くもののいのちと健康 秋季号 2011-10 No.49

#### 特集

#### 介護・看護者の腰痛・頸肩腕障害を防ぐ

- 厚労省「社会福祉施設における安全衛生対策マニュアル～腰痛対策とKY活動～」について  
滋賀県医科大学・社会医学講座・衛生学部門 北原照代
- 介護現場での腰痛予防の取り組み「ノーリフティング」を学び実践し福祉用具活用を  
滋賀・ぜぜ診療所所長 東 昌子
- 重度心身障害児施設での労働安全衛生活動について  
全国福祉保育労滋賀支部第一びわこ学園分会 川島 洋
- 腰痛・頸肩腕障害（作業関連性運動器障害）の歴史的到達点と予防のための課題  
滋賀医科大学・社会医学講座・衛生学部門 埜田和史
- 講演
- 職場のメンタルヘルスと職場復帰  
名古屋工業大学大学院教授 粥川裕平
- 震災とアスベスト対策  
立命館大学教授 森 裕之

#### ■寄稿

- 東日本大震災と産業保健活動  
日本産業衛生学会震災関連石綿・粉じん等対策委員会 委員長 広瀬俊雄
- 原発労働者の「いのちと健康」について考える  
ジャーナリスト 布施祐仁

#### ■連載

- 学会情報 第52回日本社会医学学会総会  
代々木病院精神科科長 天笠 崇
- 診察室から見た労働現場⑭ 夜間外来の勤め  
いちばら協立診療所所長 岡田朝志
- 労安担当者のための相談・交流コーナー (13)
- essay 平和は向こうから歩いてきた訳ではない  
新聞労連書記長 藤本勝也
- 本の紹介  
『大震災・原発事故とメディア』（メディア総研・放送レポート編集委員会編）  
『放射能のはなし』（野口邦和著）
- 被災者・遺族・支援者の闘い
- 鳥居裁判名古屋地裁判決  
公務災害認定を求める会 杉林信由紀
- マツヤデンキ過労死事件  
最高裁判決の意義と今後の課題  
弁護士 森 弘典
- 被災労働者は32歳、過重労働が過労死の原因  
山梨センター 保坂忠史

☞ご注文は地方センター、または全国センターへ  
働くもののいのちと健康を守る全国センター

# 2011年度労働安全衛生活動方針を確立し、各分野で前進

自治体「構造改革」路線で人員削減、民間委託などが進む一方で、事務移管などで事務量は増加し、職員は恒常的な残業を強いられるなど長時間過密労働が行われています。その結果、メンタルヘルスや長期休職者が毎年、増加しています。労働安全衛生活動がますます重要となっています。

こうしたもとで私たちは、2011年度労働安全衛生活動方針を確立し、取り組みを進めてきました。昨年12月には「労働安全衛生活動ハンドブック」を発行し、各単組の労働安全衛生活動での活用をすすめてきました。

また、今年度も労働安全衛生活動推進委員会の毎月1回開催を重視して取り組み、課題や単組交流を行ってきました。1月には、労働安全衛生活動の重要性と産業医の活用を学ぶ「労働安全衛生活動学習・意思統一会議」を開催し、自治体の労働安全衛生活動の問題点、メンタルヘルス対策、労働組合の役割、産業医の活用など各単組での労働安全衛生活動の推進にむけた意思統一を行ってきました。その結果、各単組での取り組みも前進してきています。

## 各単組等での取り組み

世田谷区職労や文京区職労では、労働安全衛生活動の基本を中心にした学習・交流会が開催されました。介護労では、若手ケアワーカーセミナーを開催し「パワハラ・メンタルケア」の学習会、公共一般でも学習会が行われました。また、江東区職労では、安全衛生委員会の前に事務局との打ち合わせなどが行われており、品川区職労や文京区職労では、安全衛生委員会の前に会議を開催しています。足立区職労では、50人以上の保育園について安全衛生委員会を設置することを確認させ、保育園での包括的な委員会の設置についても努力するとの当局回答を得てきました。

## 保育部会内の労働安全衛生活動推進委員会も月1回定例開催

保育部会内の労働安全衛生活動推進委員会も月1回定例開催され、学習会も行われています。

「保育職場労働安全衛生点検チェックリスト」を拡充・更新し、保育職場のある全単組で調査を実施し、課題が鮮明になってきています。また、保育職場の腰痛対策方針案の議論を進め、12月10日には「保育職場の腰痛対策」の学習・意思統一集会を予定しています。

## 労働安全衛生活動交流集会を131人の参加で開催

第10回労働安全衛生活動交流集会を9月10日、豊島区民センターで開催しました(写真)。午前は基調報告と記念講演・特別報告、午後は4つの分科会・基礎講座を



行い、131人の参加でした。

基調報告では、「労働安全衛生活動ハンドブック」の学習をはじめ、各単組の労働安全衛生の取り組みが具体的に前進し始めたこと、各単組の活動の柱にすえつつあることが報告されました。

さらに今後の重点課題として、①各単組での体制の確立、②各単組での方針の確立、③安全衛生委員会を軸にした取り組み、④パワーハラスメントをはじめとしたハラスメント対策、⑤メンタルヘルス対策、⑥非正規労働者の活動の具体化、⑦超過勤務縮減・不払い超過勤務根絶の課題、について提起されました。

つづいて、記念講演は「人権問題としてのパワハラを解決する～労働者の人格を生かし尊重する職場をめざして～」と題して、笹山尚人弁護士(東京法律事務所)から、実例をもとに「職場における『ハラスメント』とはどのような問題か」について話されました。また、どのような行為がハラスメントに該当するかやハラスメント問題の解決について「人権問題」と考えていくことが重要と話され、ハラスメントを起こさない職場づくりが大切だと強調されました。

午後からの分科会は、①快適職場づくりとメンタルヘルス不全への対応、②保育職場の労働安全衛生活動、③労働安全衛生活動交流、④非正規・公務公共関係労働者の労働安全衛生活動の到達点と課題で、それぞれ討論を深め、課題を確認しました。

また、基礎講座「労働安全衛生活動の基礎～この間の通達等をふまえて」と題して学習を深めました。

(東京自治労連 西野 実)



**各地・各団体のとりくみ**

**大阪**

**新理事長に三宅徹也さんを選出**

第19回定期総会を開催

大阪労働健康安全センターは10月1日、北区のPLP会館で第19回定期総会を開催しました。

役員、代議員など51人が参加。この1年間の活動を総括し、新年度の活動などを満場一致で採択しました。また、今後2年間の新役員選出では、三宅徹也新理事長(写真)はじめ15人の役員を選任しました。



はじめに、東日本大震災での犠牲者に対して黙祷をし、冒頭あいさつした大野穰一理事長は「東日本大震災の収束への見通しもいまなお立たず、原子力発電を廃止すべきという国民の意見は98%にもものぼる。自然災害、原発事故だけでなく、働く者のいのちと健康をまもることは、まさにいま、国民的な焦眉の課題」と強調しました。

会場からの発言では、「泉南アスベスト訴訟の高裁判決は、健康より経済発展が優先されるという不当判決。たたかいは最高裁」「専門職の職員が上司の不適正な言動、パワハラで精神疾患を発症。公務災害認定にとりくむ」「橋下知事のやりたい放題の教職員条例案を撤回させるため全力をあげる」など7人が発言しました。

新役員を代表して三宅徹也新理事長は「働くもののいのちと健康を守る大阪のセンターとして、大野前理事長から引き継いだ仕事を役員一丸となってまっとうしていきたい」とあいさつしました。

総会終了後は、新旧役員をまじえた懇親会でなごやかに歓談しました。

(大阪センター 西岡健二)

**広島**

**いの健センターの役割はいっそう鮮明に**

第8回総会開く

広島センターは、9月30日に広島ロードビルにおいて第8回総会を開きました。

事務局からの経過報告と方針提起の後、広島音楽学校を守る会の事務局長である研井貴馨さんが「ラ・カンパネラ」など5曲のピアノ演奏が行われました。身近にプロの生演奏を聴き至福の時を過ごしました。

活動報告・交流では、ピアノ演奏を終えた研井さんが広島音楽学校のたたかひについて報告。つづいて、7人から報告がありました。「広島高裁では敗訴したが、このようなたたかひが『根雪』になって教育現場の改善が進むと思う」、「島の二つの学校が統合され問題が多発。その中で教員の苦闘が始まり、複数教員の自死が発生した。全ての教育現場の問題としてたたかう」、「広島市長がかわって、税金や国保の取り立てがひどくなった。命に関

わる事態だ。全市民の問題として取り組むことが必要」、「安全衛生委員会の活動を地道に追求している。時間外労働・針刺し事故・健診受診のチェックと職場巡視を柱にしている。厳しい職場だからこそ委員会の活動が重要だ」、「職業病・労災に取り組んでいる。今後はアスベストも大きな課題になる。いの健の役割は重要だ」、「学校現場は大変だ。朝の5時まで仕事をする人、そして6時に出勤する人がいる。時間外労働80時間以上が13%超だ。労安意識が低く取り組みを強めたい」、「アスベストに関する裁判でひどい判決が。いま、キャラバンを行っている。取り組みを強めたい」などたたかひや取り組みの報告がありました。

(いのけん広島たよりNo.330をもとに編集)

**東京  
社医研**

**働くものを守る職場のメンタルヘルス活動**

労働安全衛生フォーラムを開催

東京社会医学研究センターは9月17日に労働安全衛生フォーラム「働くものを守る職場のメンタルヘルス活動」を東京労働会館で開催し、50人余が参加しました(写真)。



基調講演は代々木病院の天笠崇医師が「いま職場のメンタルヘルス対策にかけているもの—労働者の立場に立つこと」と題して行いました。

天笠医師は1995年から16年連続で自死者が3万人を超えているがこの1995年から何が始まったかと提起しました。この年は日経連の「新時代の日本的経営」が導入された年でした。天笠医師は①「リストラ」に名を借りた整理解雇、②成果主義賃金制度、③非正規雇用化が1995年から本格的に始まったと指摘しました。こうした労働環境の激変の中で「うつ病・躁うつ病患者」は1996年の43万2千人から2008年には、104万1千人と2倍以上に増加したと述べました。

そのうえで天笠医師は過労自死をなくすために、ハイリスク者を対象にするのではなく、労働者すべてを対象にした「心の健康政策の抜本的見直し」と「交通事故対策並みの国の予算化を」と強調しました。

つづいて社医研センター理事の村上剛志氏が、「安全衛生委員会の活性化でメンタルヘルス対策の充実を」、千葉県センター事務局長の中林正憲氏が「厚生労働省のメンタルヘルス対策報告書をどう見るか」、東京民医労副委員長の菅谷幸彦氏が「メンタルヘルス対策の相談から」と題してそれぞれ報告しました。

その後の討論では、活発な質問や意見がだされました。

(東京社医研センター 門田裕志)

**各地・各団体のとりくみ**

**宮城**

**被災労働者の「労働災害・公務災害  
ダイヤル相談」を開催**

3月11日の東日本大震災から6カ月目の9月17日に、宮城センターとして東日本大震災により被災した労働者のための「労働災害・公務災害ダイヤル相談」を実施しました。

宮城労働局が8月末現在の震災に関連する労働災害の申請者数を発表し、宮城県内だけで労働局の推定で被災死者数が1,600人程度で、請求数が1,000人を超えた程度で、まだ3分の1は請求されていないことがわかりました。

当センターとしても被災した遺族の支援の一環として、労災制度の宣伝周知と申請の支援として「ダイヤル相談」をやることを決めました。事前に、宣伝周知するために、自治体の窓口にチラシを置いてもらい、地元新聞3社、全国紙3社の被災者向け情報ページに掲載してもらいました。内容は、制度の説明と震災時の弾力的運用などの情報を載せて相談を呼びかけました。

当日の電話相談は5件で、内容としては①事業主が死亡して、働いていた労働者の請求ができるのか、②震災後の復旧作業中に寒い外作業が長期間続いたため病気になった、などの相談がありました。事前、事後の相談では、避難所のお世話やボランティアのお世話などで、長時間過密労働により「過労死」をした家族の相談が2件あり、当日も含めていずれも該当すると思われるので、請求をするようにしました。その後、事業所や労基署の協力により請求は無事済んだとの連絡がありました。

宮城労働局は、その後私たちの取り組みに刺激を受けたのか、9月23日から地元民放4社のテレビとラジオで、宮城の有名人「さとう宗幸」さんを使ったコマーシャルを流し、労災申請を呼びかけ、気仙沼に労基署の臨時窓口を設けるなど積極的に動き始めました。

(宮城センター 芳賀 直)

**じん肺**

**全国キャラバン 札幌から出陣**

**第22回なくせじん肺全国キャラバン**

10月3日、2011年(第22回)なくせじん肺全国キャラバン出発集会在札幌市で開かれました。

集会では、実行委員会を代表して藤好重泰代表委員が、あいさつし、「この間、『じん肺なくせの運動』で大きな前進をかちとってきた。トンネルじん肺のたたかいでは、2007年6月に国と合意書を交わし、それにもとづく改善がはかられた。しかしその一方で『トンネルじん肺基金』の制定をめぐる日建連の反対運動や泉南アスベストでの不当判決など、逆流現象も現れている。今こそ具体的な政策提起をしながらたたかいを進めていくことが求められている」と訴えました。

各たたかいの報告では、全国トンネルじん肺根絶訴訟を代表して水口弁護士が「2005年から6年にかけて、国の責任を認める判決を全国5地裁で連続して勝ちとった。今、『トンネルじん肺救済基金制度』の法制化をめ

ざしてたたかいを進め、585名の国会議員から賛同書ももらっている。日建連が反対決議を上げたが、新たな訴訟も準備しながら、救済基金をつくるために全力をあげる」と決意を語りました。

(「全国キャラバンニュース」No.1をもとに編集)

**建交労**

**トラック部会**

**各地で健康チェック行動**



建交労全国トラック部会では、トラックの日(10月9日)に合わせて、全国各地でトラックドライバーを対象とした「健康チェック行動」(写真)を行ないました。

トラックドライバーは、10年以上にわたり運賃が低下し、労働条件が悪化し続けています。こうした条件のもと、休日や休憩も十分に取れないなかで長時間労働がまん延しています。特に長距離ドライバーなどは、寝る間も惜しんで無理な走行を強いられている実態も少なくありません。さらに、賃金や労働条件の低下により、身体に多少の異常があったとしても医者に通う事ができない実態もあります。

一定規模の企業であれば、健康管理する事が経営者の責務となって、医師の診断や通院を勧める企業もありますが、多くの中小企業とくに労働組合の無い企業では、そんなことはお構いなしです。さらに、社会保険未加入のトラック企業は約15%程度あり、(適正化実施機関調査)労働保険未加入企業も5%ほどある(同調査)のが現実です。

このため、建交労トラック部会では、トラックの日に合わせて「健康管理」することを各地でドライバーに呼び掛けています。健康チェックの項目は、血圧・体脂肪・検尿・貧血調査などを中心としています。(項目は各地で若干異なります)当然、こうしたチェックは医療機関の協力なくしてはできませんので、各地の医労連、民医連、医療機関などの協力を得て、行なっています。

今年は、10月9日が日曜日という事もあり、6~8日に前倒しし、愛知、千葉、首都圏(埼玉・東京)、神奈川、京都、大阪、兵庫、福岡の8カ所での実施が確認されています。健康チェックの結果では、高血圧と若干の肥満ぎみの方が多いのが特徴となっています。

(全国トラック部会副部会長 谷藤賢治)

**各地・各団体のとりくみ**

北九州

**歴史とたたかいを参加者と共有**

北九州労健連20周年記念集会

北九州労健連は、20周年記念集会を10月1日に開催しました。集会は、第1部記念講演、第2部式典、第3部祝賀会の構成で101人の参加で盛大に行われました。



第1部の記念講演は、「ディーセントワーク・働きがいある人間らしい仕事…国際労働基準で考える」をテーマに牛久保秀樹弁護士(新宿総合法律事務所)が講演(写真)。ジュネーブのILO本部に何度も行って得た数多くの経験に裏打ちされた豊富なエピソードと、ILOが国際労働法を作るところとして果たしている役割、ILO条約を活用した運動事例などを交えてわかりやすく説明し、国際基準からみた日本の問題点・課題、そしてディーセントワークの取り組みを労働組合等がしっかりILO条約を活用して行うよう提起しました。

第2部の式典では、労健連20年の歴史をパワーポイントを使ってわかりやすく紹介し、開設当時から運動をリードし現在も顧問として活躍されている扇崎さん、福田さんに感謝状を贈呈しました。

第3部の祝賀会は、うたごえ(北九州青い空合唱団)によるオープニングで始まり、労健連活動により生まれた曲目「真実を求めて」なども交えて、これまでの歴史とたたかいを参加者と共有しました。最後に労健連幹事会による九州セミナー宮崎の成功を願っての「日向ひょっとこ踊り」で会場を練り歩き大爆笑のなか記念集会を締めくくりました。(北九州労健連 永野忠幸)

京都

**労安活動を分会活動の軸に**

府高教組、労安体制発足10周年学習会

9月10日、労安体制発足10周年の節として京都府高教組労安学習会が開催されました。

「10年の歴史」では「自分と仲間のいのちと健康を守る」ことを組合の中心課題のひとつとしたとりくみの経過、学習の大切さ、総括労働安全衛生委員会の活動と成果、職場衛生委員会の平均開催回数が7回に到達したこと、今後もすべての教職員のいのちと健康を守る活動を積み上げようと報告されました。

福地保馬全国センター理事長は講演で、教育現場の働き方の実態と問題点、ディーセントワークの意義・視点、国際的基準でみる大切さを説きました。労働者の健康は労働によって規程されることを踏まえ、職場ではディーセントでない実態を把握し、そこを改善する力、健康主体を育て、社会的な健康を築いていくことが語られまし

た。学校に労安の風を吹かし、ディーセントの実現をめざすこと、子ども・生徒たちに「働きがいある人間らしい仕事」の主体者に育てるために私たちの職場にディーセントワークを実現しようと講演を締めくくりました。講演後、いくつかの質問に答え、メンタルヘルスに関連し、「職場に日常的な話しができる関係があるのか、何でも話せる職場の気風、雰囲気を作り直していくことも組合に科せられていることではないか」「メンタルの大きな問題は孤立することであり、孤立させないことが大事」と述べました。

職場からの報告では「労安活動を柱に、分会と一体となってとりくむ」「分会活動が弱まると教職員の健康は守れない」など労安活動の今日的な重要性が指摘されました。(京都府高教組 永崎靖彦)

新聞  
労連

**惨事ストレスで講演**

新聞労連中央委員会

新聞労連は9月28日に中央委員会を開き、「報道人ストレス研究会」の松井豊・筑波大学教授と福岡欣治・川崎医療福祉大准教授を招き(写真左が松井教授、右が福岡准教授)、「ジャーナリストの惨事ストレス—東日本大震災をふまえて」というテーマで講演を行いました。



新聞労連では、震災直後に東日本大震災の被災状況の取材時に体験する悲惨な状況を踏まえ、「報道人ストレス研究会」からのアドバイスを組合員向けに伝え、「報道人ストレス研究会」と協力して被災地を取材した記者・カメラマンに対してのアンケート実施に向け、予備的なヒヤリングを行っています。

講演では、福岡准教授から惨事ストレスとジャーナリストについて、これまでの知見などを交えて説明し、新聞労連と共同で進めているアンケートに向けてのヒヤリングの状況説明がありました。

松井教授は「遺体を目にするなどの体験により、『休めなくなったりデスクへの怒りが強くなったりする』という急性のストレス反応が多くの記事・カメラマンに見られた」「今回の震災では、直接取材はしていないが、映像をチェックする編集者にも及んでいる」と話すと共に、異常な状態が続いている福島の記事に対して心配していると指摘しました。

また、「仕事への没頭はストレスを悪化させる、心身を休めることの大切さと共に、自責や無力感を抱かせぬように、周囲からほめてあげることも防止につながる」とアドバイスしました。

(新聞労連 松永康之輔)



# 行政体制の確立を強く訴え、被災者本位の労働行政を追求

## 東日本大震災現地レポート⑥—全労働省労働組合

東日本大震災は、労働行政職場にも深刻な影響をもたらしました。岩手労働局陸前高田ふるさとハローワークは、津波の直撃を受けて庁舎が流失し、職員二人が勤務中に命を落としました。職員の家族は70人が犠牲となりました。庁舎も深刻な被害を受けた宮城労働局ハローワーク気仙沼は、震災後庁舎周辺は水が引かず、職員は庁舎に閉じ込められたまま、倒壊したタンクから流出した重油に引火し、周囲は火の海となりました。職員は食料もないまま庁舎で不安な時を過ごし、震災の翌々日、ようやく屋上からヘリで救出されました。福島労働局ハローワーク富岡、富岡労働基準監督署は、ともに原発20km圏内の警戒区域にあり、いわき市内にて業務を行っています。

震災後、被災地のハローワークには雇用保険の失業給付に関する問い合わせや手続きが殺到しました。この制度は、企業を離職した求職者に対して支給するものですが、激甚災害時には、事業が停止して賃金が受けられない場合、離職していても給付を行います。また、企業活動が停止して一時的に離職し、事業再開後の再雇用が予定されている場合も給付の対象となります。被害の大きかった沿岸部では、膨大な取り扱い件数となりました。たとえば、宮城労働局ハローワーク石巻では、4月の雇用保険受給資格決定件数が6,241件、前年同期は471件で前年比12.3倍、ハローワーク気仙沼では2,543件、前年同期は195件で前年比12倍と、前年1年間を超える業務を1ヵ月で行う状況となりました。しかもその手続きは困難を極めました。手続きに訪れる事業主の多くは確認書類を流失しており、預金通帳などわずかに残された資料と、聞き取りによって離職票を作成しました。事業主と連絡の取れなくなった労働者に対して、聞き取りによって離職票を作成し、受給手続きを行いました。聞き取りを進める過程では、事業主や求職者から、被災状況などが訴えられ、職員は時間をかけていねいに聞き、共感を伝えるとともに、さまざまな支援制度を説明しながら激励しました。家族を亡くし、自宅を失った職員も、い

ち早く職場に復帰し相談にあたりました。一つひとつの相談・手続きにかなりの時間を要するうえ、件数も膨大であったため、職員は昼食さえもとれないままに深夜に及ぶ勤務や休日出勤が続き、メンタル疾患も生じました。労働基準監督署でも、震災直後から賃金支払い等をめぐる相談が相次ぎ、対応に追われました。また、今回の震災は平日の日中に起きたため、多くの労働者が勤務中に津波の犠牲となりました。そのため、遺族からの労災請求が多数にのぼることが見込まれました。厚生労働省の10月6日現在のとりまとめによると、岩手、宮城、福島3局分で請求件数は1,803件、うち1,697件はすでに支給決定を終えています。いまなお行方不明者が数多く、被災者の生活も住居を含め安定していない状況などから、請求件数は今後も増加することが見込まれます。

福島第1原子力発電所事故に関しても、福島労働局及び富岡労働基準監督署が、原発労働者の安全確保のため、東京電力や関連事業者に対し、原発内への立ち入りを含め、指導や是正勧告を繰り返し実施しています。

このほか、雇用調整助成金業務やがれき処理等に当たる労働者に対する安全衛生のパトロールなど、震災に伴う業務は多岐にわたり、被災地職員の健康悪化も生じたことから、全労働省労働組合は、全国応援による被災地支援を当局に働きかけました。3月末からは電離放射線の専門知識を持つ職員が福島に、4月以降はそれに加え岩手、宮城、福島労働局に、職業安定と労働基準行政職員を最大180人規模で全国から派遣し、その規模はのべ2千人にのぼります。

被災地では、水産加工などの産業が深刻な被害を受けており、地域の復興には雇用の安定がきわめて重大な課題となっているほか、福島第1原発をはじめ、労働者の安全確保もますます重要となります。全労働省労働組合は、行政体制の確立を強く訴えながら、被災者本位の労働行政を引き続き追求します。

(全労働省労働組合中央副執行委員長 河村直樹)

### シリーズ 相談室だより (57)

#### 活用しよう！労働保険審査会控室

労災の再審査請求の公開審理は、昨年3月16日から、全国7箇所の労働局での「テレビ会議システム」が導入されました。東京センターでは場所柄、公開審理に直接参加することも多く、地方からの支援要請にもできる限り応えています。特に大田患者会の皆さんには傍聴動員などで力になって頂いています。最近はテレビ会議方式を先にやり、東京が最後になっています。審査委員も最後の方では疲労困憊の様子で、時間ばかり気にする傾向が目立ち、陳述時間をこれまでの30分から15分にするよ

う強く指導しています。不当な制限です。裁判での傍聴者監視が問題になりましたが、審査会では傍聴者に記名を強要しており、そちらこそ問題でしょう。審理室に大型モニターが置いてあるため、奥に入った傍聴者は委員の姿が隠れてしまうなどの問題もあり改善が必要です。唯一改善されたのは、控室が7階の大部屋に移りゆっくりと打ち合わせができることです。裁判所の法廷脇の控室と違い同じ目的で集まった人たちだけしかいませんので、公開審理後の打ち合わせも含めて有効に使いたしましょう。テレビ会議方式の改善も合わせて審査会の運営の改善も求めていきたいと思います。

(東京センター 廣田政司)

# 全商連 2010年度集団健康診断のまとめ

集団健診活動助成金請求書に基づくまとめ

## ◆ 有所見率

2010年度の集団健康診断の受診者数は28,564人、大腸がん検診の受診者は11,343人で、合計39,907人(2009年38,587人)でした。

集団健康診断の受診者(28,564人)のうち、結果報告があったのは13,871人でした。「異常なし」は13.8%(前年12.7%)、「有所見健康」20.6%(同19.5%)、「要再検査」17.7%(同19.3%)、「要精密検査」23.3%(同23.9%)「要治療」22.0%(同20.2%)となっています。(図1)

有所見率は83.6%(同82.8%)となっています。(図2)

図1 2010年集団健康診断の結果

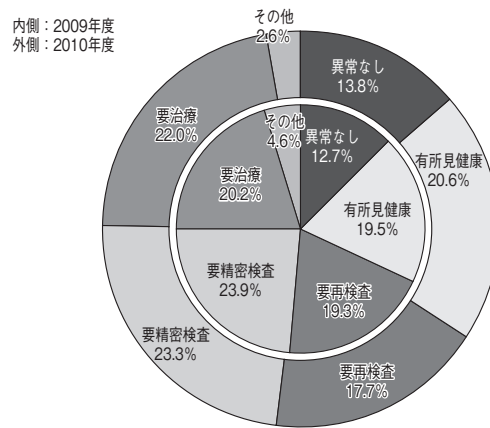
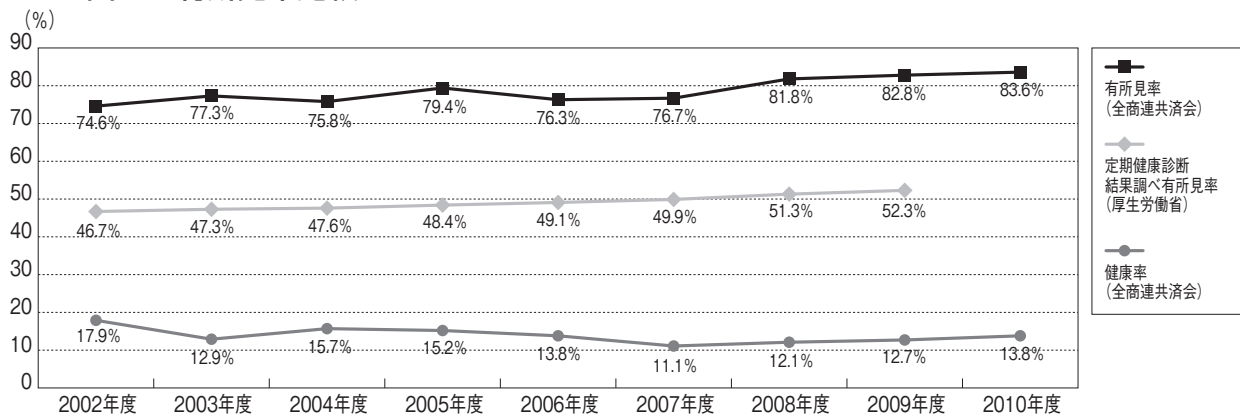


図2 有所見率比較



※2010年度は厚生労働省未発表

## ◆ 指摘された疾患

2010年度の集団健診受診者のうち、報告があった6,206人分について疾患のまとめを行いました。

指摘された主な疾患は多い順に、「高血圧」24.9%、「肝機能」13.9%、「糖尿病」13.4%、「脂質異常」9.1%、「肥満」7.3%となっています。(図3)

図3 2010年度の健診で指摘された疾患 (2010年4月～2011年3月)

高血圧	肝機能	糖尿病	貧血	高脂血症	高尿酸血症	腎機能	その他	尿潜血
24.9%	13.9%	13.4%	0.7%	4.3%	0.8%	1.3%	0.6%	0.7%
肥満	便潜血	心筋梗塞	胸部レントゲン異常	脂肪肝	心臓疾患	白血球数異常	アルコール性肝障害	尿異常
7.3%	1.1%	0.0%	1.1%	0.3%	1.8%	0.1%	0.1%	2.9%
骨粗しょう症	不整脈	胃がん	胃異常	呼吸器異常	ペプシノゲン	消化器疾患	コレステロール	胃潰瘍
0.1%	0.1%	0.1%	0.5%	0.0%	0.1%	0.6%	2.2%	0.1%
ポリープ	痛風	脂質異常	聴力障害	視力障害	心電図	肝疾患	メタボリック	
0.1%	0.5%	9.1%	0.8%	0.1%	3.9%	2.5%	3.6%	

※総受診者数6206人

(全国商工団体連合会 共済情報No.33より転載)